

# 東根市学校給食センター維持管理運営等包括業務委託事業

入札説明書等に関する質問回答(追加3回目)



令和4年11月7日

東 根 市

＜ その他に関する質問回答 ＞

番号	項目	質問	回答
1	蒸気配管の更新業務について	<p>当グループとしては、実際に事業者が本事業の業務として実施する更新範囲については、貴市から提案時点で公表された情報（竣工図、修繕・更新記録、現地見学）から更新が必要と判断できる範囲に限って実施する前提で提案する事をお認め下さい。直近で更新した蒸気配管は更新対象から除外すること、また、使用頻度の高い範囲の蒸気配管を対象とすることを提案の前提とさせていただきたく存じます。</p> <p>実際に事業者が提案時点で想定する範囲を超えた更新が必要となった場合や、貴市から提案時点で公表された情報からは読み取れない配管の設置状況が判明した場合は、更新費用の増額・工事工程の見直しを含めて、市・事業者双方で協議させていただきたく事をお願いいたします。</p>	<p>ご質問の前段について、要求水準書を以下のように変更します。</p> <p>＜変更前＞</p> <p>(1) 蒸気配管の更新業務</p> <p>1) 蒸気配管の更新業務の数量は、一式（全量）とする。</p> <p>＜変更後＞</p> <p>(1) 蒸気配管の更新業務</p> <p>1) 蒸気配管の更新業務の範囲は、市が要求水準書の【別冊資料1～3】として提示した情報及び入札参加者による「現場の確認」に基づき、本事業の事業期間中（令和5年度から令和9年度）において、本業務による更新業務とは別途に更新する必要がないことを必須とし、本事業の事業期間の終了後の10年間（令和10年度から令和19年度）において大規模な更新の必要がないことを目標とする。</p> <p>ご質問の後段（実際に事業者が提案時点で想定する範囲を超えた更新が必要となった場合や、貴市から提案時点で公表された情報からは読み取れない配管の設置状況が判明した場合）については、ご質問の前段への回答を受けて、「市が要求水準書の【別冊資料1～3】として提示した情報及び入札参加者による「現場の確認」に基づき、本事業の事業期間（令和5年度から令和9年度）において、本業務による更新業務とは別途に更新する必要がないことを必須とし、本事業の事業期間の終了後の10年間（令和10年度から令和19年度）において大規模な更新の必要がないことを目標として、客観的かつ合理的に想定できる範囲を超えた更新が必要となった場合」は、市と事業者が当該対応について協議できるものとします。なお、事業契約書（案）第14条（「法令変更」等による設計の変更等）第2項、第3項、第4項、同第22条第1項、第2項、第3項の規定についても参照し</p>

番号	項目	質問	回答
			<p>てください。</p> <p><b>&lt;留意事項&gt;</b></p> <p><b>1</b> ご質問の前段への回答を受けて、結果的に、事業者の業務範囲である「施設調査業務」に「蒸気配管」が含まれるようになることに留意してください。</p> <p><b>2</b> &lt;様式28&gt;において「蒸気配管の更新業務」の実施範囲を具体的に明記するようにしてください。</p>

以上